

# ○自動車の登録に関する特例措置

令和6年能登半島地震による被害状況に鑑み、自動車登録関係事務手続については、次のような特例措置を講じています。

## (1) 自動車登録申請に係る書類の有効期間の延長

(国土交通省告示第12号及び通達「運輸支局等における自動車登録申請の際の書類の有効期間の取扱いについて(令和6年1月11日付国自情第276号による) )

**対象地域：石川県・富山県・新潟県・福井県 各県全域**

印鑑登録証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後3ヶ月の期間が満了するもの	令和6年6月30日まで有効  ※令和6年6月30日は閉庁日のため、民法の適用により、 <b>令和6年7月1日まで有効</b>
使用者の住所を証する書面 ・住民票 ・登録事項等証明書 等		
自動車保管場所証明書	令和6年1月4日～6月29日までに発行後1ヶ月の期間が満了するもの	
希望番号予約済証		

## (2) 抹消登録手続き (今回の地震により滅失し又は使用不能となった自動車の登録を抹消する際の手続)

**対象地域：令和6年能登半島地震 災害救助法適用地域及び被災者生活再建支援法の該当地域**

(対象地域は随時変更となるので、内閣府HP 防災情報のページでご確認ください。)

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya\\_jyoukyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya_jyoukyou.html)

このような場合…	特例措置
・車のナンバー、車台番号を正確に覚えていない。	車のナンバーや車台番号のいずれかがわかり、車両を特定できれば抹消登録申請ができます。 ※登録番号が部分的にしかわからないなどの際は、別途ご相談ください。
・地震の際に印鑑登録証明書発行カードを紛失した。 ・地震の際に実印を滅失した。	免許証、マイナンバーカード等、所有者本人を確認できる書面の提示・署名をもって、印鑑登録証明書の提出・押印にかえることができます。
・原因を証する書面(罹災証明書、被災証明書)の入手が困難である。 ・自動車が滅失したことをどのように証明すればよいかわからない。	被災した旨の、申請者の申立書があれば、公的な証明書は不要ですが、申立書の記載をお願いします。(申立書の様式は窓口にて用意しております)

※自動車重量税の還付について

被災者生活再建支援法が適用される区域において被災した自動車が対象となります。

詳しくは国税庁へお問い合わせください。

○自動車登録手続きの詳細については、以下の連絡先におたずねください。

国土交通省物流・自動車局自動車情報課

Tel 03(5253)8587

自動車登録手続ヘルプデスク内 被災自動車登録手続相談窓口

Tel 050(5540)2056